

特許請求の範囲の用語の解釈に関する裁判例 「気管チューブ」事件

H23.10.19 判決 東京地裁 平成22年(ワ)第23188号

特許権侵害差止等請求事件：請求認容

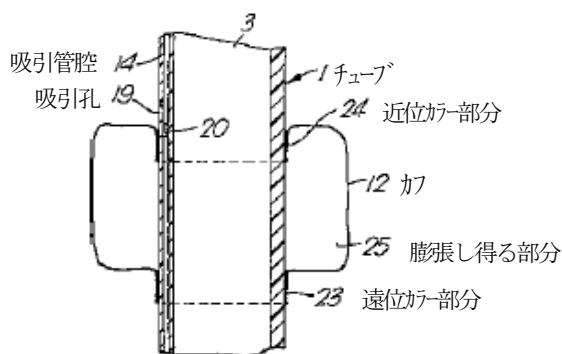
概要

特許発明の技術的範囲を定めるにあたり、**特許請求の範囲の用語の意義を**、明細書の記載だけでなく、**他の構成要件の内容に照らして判断**した事例。

【特許請求の範囲】

- 【請求項1】（下線部分は、争点となる用語を示す）
- A：チューブを挿入する体腔の壁でチューブの外側をシールするように形成した膨張しうる部分でチューブを包囲し、かつ両端の各カラー部分によりチューブに取付けるカフ、
- B：カフの近位端の区域にチューブに沿って延在させた吸引管腔、および
- C：管腔からカフの近位端に直接隣接するチューブの外部に開口する吸引孔を有する
- D：外科医療用チューブで、
- E：カフ（12）の近位端を裏側に折り重ね、カフの膨張しうる部分（25）の少なくとも1部分を近位カラー部分（24）に重ね、近位カラー部分（24）をカフの膨張しうる部分（25）を越えて延ばさないように構成した
- F：外科医療用チューブにおいて、
- G：吸引管腔（14）をチューブ（1）に沿いチューブの壁厚内に延在させたこと、
- H：カフ（12）を気管（2）に対しシールするように形成し、吸引管腔（14）に導通している吸引孔（19）を介し吸引管腔（14）を用いてカフ上の気管に集められる分泌物をカフ（12）の直近上部で除去するようにしたことを特徴とする
- I：外科医療用チューブ。

【図2】



【争点】

被告製品が本件特許発明の技術的範囲に含まれるか。詳しくは、特許発明の構成要件C「カフの近位端に直接隣接する・・吸引孔」及び構成要件H「分泌物をカフの直近上部で除去する」の用語の意義について、次のように争われた。

原告の主張：「直接隣接」とは、カフの近位端と吸引孔が両者間に近位カラー部分が介在しない状態で隣り合っていることを意味する。「直近」とは、すぐ近く、すぐそばという意味であり、分泌物を除去できるのであれば足りる意味である。

被告の主張：「直接隣接」とは、カフの近位端と吸引孔が両者間に隔てるものがなく直に接して、隣り合って形成されていること、すなわち両者間に隙間が存在しないことを意味する。

【裁判所の判断】（筆者にて適宜要約のうえ、下線は筆者にて引いた。）

（1）用語の意義は、本件発明の技術的特徴に照らして、技術的見地から確定されるべきものである。

（2）本件明細書の従来技術としての記載によれば、カラーが通常のように、カフに被われずにカフの上部に延在して取り付けられる限りは、カフの上端部に近い位置に吸引孔を設けること自体が難しいという問題点があることを指摘している。

（3）したがって、本件発明は、課題の解決方法として、カラーの取付部分の存在が障害となって吸引孔がカフ上部部に近接することができないという状態を解消する解決策を提案したものと考えられる。

（4）本件発明の課題解決手段からみて、「直接隣接する」とは、カラー部分の障害による吸引孔とカフ上部部との離間を回避する手段を講じることによって達成されるものであるから、カラー部分の存在による障害をいかなる構成によって回避したかという点の考察と無関係に、「直接隣接する」の具体的な意義を決定することは相当ではない。したがって、構成要件Cの「直接隣接する」の意義は、カフとカラーとの関係を具体的に示した構成要件Eの内容と切り離してこれを理解することはできないというべきである。

(5) そこで、カフとカラーとの関係に関する構成要件Eとしては、①カフの近位端が裏側に折り重ねられていること、②近位カラー部分がカフの膨張しうる部分を越えて延ばさないように構成されていること、に特徴がある。

(6) このような構成要件Eの記載に照らして、「直接隣接する」の技術的意義を検討すると、本件発明は、カラーに被せるようにカフを膨らませ、気管をシールすることによって、カラー部分の存在によるカフ上端部からの吸引孔の離間を回避し、カフ上端部と吸引孔の近接を可能にしたことにあると認めるのが相当である。

(7) したがって、「直接隣接する」の意義は、カラー部分の存在による吸引孔とカフ上端部との離間が防止されていること、すなわち、カラー部分の存在によりカラー部分を隔てて吸引孔とカフ上端部が隣接することが回避されていることを意味するものと解され、カフの近位端と吸引孔の間の空隙の有無が直ちに「直接隣接する」か否かの評価に結び付くのではなく、カフの上端部（近位端）と吸引孔の間の空隙を短縮することができているのであれば、「直接隣接する」と評価することができるものというべきである。

(8) また、本件明細書【0010】には、「カフ上に集められる気管の上部からのいかなる分泌物を、たとえカフ上に残留するとしても、極めて少量の分泌物でも孔を介して吸引することができる」と記載されており、カフ上に残留する分泌物を十分に吸引除去できる程度の吸引孔の配置が示唆されているというべきである。そうすると、カフの近位端に「直接隣接する」とは、カフの近位端と吸引孔とが両者間に近位カラー部分が介在しない状態で隣り合っており、吸引孔がカフ上の残留物を十分に吸引除去できる程度にカフの近位端と隣接していることを意味すると解するのが相当である。そして、カフの近位端と吸引孔との距離は、分泌物の性質、吸引孔からの吸引力、分泌物の除去期待度等に照らして適宜設計されるものであって、どの程度のものであればよいと一概にいえるものではないと解される。そうすると、カフの近位端と吸引孔との距離のみによって「直近」の意義を解することはできないというべきである。

【検討】

特許発明の技術的範囲は、原則として特許請求の範囲に基づき定めると特許法に規定されている。しかし、一般的に特許請求の範囲の記載単独では、その意義の解釈が困難であるということに鑑みて、特許発明の技術的範囲を定めるにあたり、明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈すると特許法に規定されている。

ただし、用語の意義を解釈するにあたり、明細書の実施例に限定解釈しないように注意すべきとされている。

本判決の事例は、「直接隣接する」という用語だけをみれば、確かに被告の主張の通り、「直に接触する」という意味に解釈することも可能であり、用語の意義に疑義が生じる事例である。本判決は、このような用語の意義に疑義が生じる事例について特許法の規定に沿って判断した判例であるが、この判断のプロセスに注目したい。

そのプロセスは、次の①～④である。①明細書の記載に基づき従来技術及びその課題を認定し、②課題を解決するための解決策を認定し、③解決策を実現する構成が請求項の他の構成要件Eであると認定し、④構成要件Eの記載に照らして用語の意義を確定している。

すなわち、本判決は、特許請求の範囲の用語の意義を、明細書の記載及び請求項の他の構成要件を参酌して確定した事例といえる。このように、他の構成要件の内容に照らして用語の意義を解釈すれば、不用意に明細書の実施例に限定解釈してしまうおそれを低減できると考える。特に、他社特許の技術的範囲を判断する際には、恣意的に解釈するおそれがあるが、上記方法を採用すれば、客観的に評価するうえで有用であると考えられる。

《実務上の指針》

上記の技術的範囲の確定方法以外に、明細書の作成時に参考となる事項として、本判決が「直接隣接」について、「吸引孔がカフ上の残留物を十分に吸引除去できる程度にカフの近位端と隣接していることを意味すると解する」「カフの近位端と吸引孔の距離は、分泌物の性質、吸引孔からの吸引力、分泌物の除去期待度等に照らして適宜設定されるものであって、どの程度のものであればよいと一概にいえるものではない」と判断した点が挙げられる。

構造物の発明では、距離等の具体的な数字で発明を特定するのが困難な場合がある。このような場合には、例えば「近接」や「隣接」等の用語を特許請求の範囲に記載し、その用語が奏する効果を明細書に記載することが好ましいと考える。権利解釈の際に参酌されるためである。

また、本事例のように用語の解釈の争いを避けるため、明細書中に定義付けをすることが好ましいと考える。本事例であれば、例えば「直接隣接とは、カフの近位端と吸引孔とが両者間に近位カラー部分が介在しない状態で隣り合っており、吸引孔がカフ上の残留物を十分に吸引除去できる程度にカフの近位端と隣接していることを意味する」と定義することが挙げられる。

以上